○国土交通省告示第九百四十六号

外国人造船就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

外国人造船就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示

外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第千百九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第２　用語	第２　用語
この告示で使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第３号。以下「施行規則」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。	この告示で使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）及び出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第16号。以下「基準省令」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。
１　「造船分野技能実習」とは、別表第１に掲げる職種及び作業（造船事業者が実習実施者（出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成29年法務省令第19号）第３条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第16号。以下「旧基準省令」という。）の表の法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第１号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第１号イの項」という。）の下欄第５号に規定する実習実施機関を含む。以下同じ。）である場合に限る。）並びに国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（造船事業者が実習実施者である場合に限る。）に係る第二号技能実習（技能実習法附則第12条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第２号の活動及び入管法別表第１の５の表の上欄の在留資格（技能実習特定活動（施行規則附則第２条第２項第２号に規定する技能実習特定活動をいう。）を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人が従事する活動を含む。以下同じ。）又は第三号技能実習をいう。	１　「造船分野技能実習」とは、別表第１に掲げる職種及び作業（造船事業者が実習実施機関である場合に限る。）並びに国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（造船事業者が実習実施機関である場合に限る。）に係る技能実習のうち、入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第２号の活動（入管法別表第１の５の表の上欄の在留資格（技能実習を目的とする活動を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人が従事する活動を含む。）をいう。
２　（略）	２　（略）
３　「受入造船企業」とは、技能実習（旧入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動を含む。以下同じ。）の実習実施者として造船分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第５の２に規定する適正監理計画の認定を受け外国人造船就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて造船特定活動に従事させるものをいう。	３　「受入造船企業」とは、技能実習の実習実施機関として造船分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第５の２に規定する適正監理計画の認定を受け外国人造船就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて造船特定活動に従事させるものをいう。
４　「企業単独型受入造船企業」とは、技能実習の実習実施者として造船分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第５の４に規定する企業単独型適正監理計画の認定を受け外国人造船就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて企業単独型造船特定活動に従事させるものをいう。	４　「企業単独型受入造船企業」とは、技能実習の実習実施機関として造船分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第５の４に規定する企業単独型適正監理計画の認定を受け外国人造船就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて企業単独型造船特定活動に従事させるものをいう。
５　「特定監理団体」とは、監理団体（旧基準省令の表の法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第１号ロに掲げる活動の項（以下「技能実習第１号ロの項」という。）の下欄第６号に規定する監理団体を含む。以下同じ。）として技能実習生（旧入管法別表第１の２の表の技能実習の在留資格をもって在留する者を含む。）の受入れを行ったことがある営利を目的としない団体のうち、第４の認定を受け、６に規定する造船特定活動の監理を行うものをいう。	５　「特定監理団体」とは、監理団体（平成22年６月30日までに研修の在留資格で在留する者の監理を行ったことがある団体を含む。）として技能実習生の受入れを行ったことがある営利を目的としない団体のうち、第４の認定を受け、６に規定する造船特定活動の監理を行うものをいう。
６・７　（略）	６・７　（略）